

別紙 1

「CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.4」より抜粋。

1. 標準ビジネスプロトコル使用規約

1.4 標準企業コード使用規約

1.4.1 標準企業コードの使用

CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは、企業の識別に標準企業コードを使用する。標準企業コードは企業識別コード(財団法人日本情報処理開発協会 電子商取引推進センターが管理する)と枝番から構成される。1法人につき1つの企業識別コードが与えられる一方、枝番は各企業が自由に採番できる。したがって、標準ビジネスプロトコルを利用する企業は、企業識別コードを取得しなければならない。

建設産業に係わる企業の企業識別コードは建設産業情報化推進センターが発番し、全産業にわたる管理は(財)日本情報処理開発協会 電子商取引推進センターが行う。建設産業以外の業界の企業が、CI-NET 標準ビジネスプロトコルを用いてEDIを行う場合にも、建設産業情報化推進センターに登録申請して取得することができる。企業識別コードは今後、他の業界でEDIがCIIシンタックスルールに準拠して標準化された場合にもそのまま使用できる。

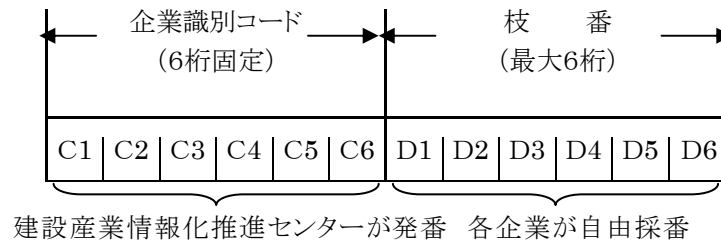


図 1.4.1-1 標準企業コードの構造

お問い合わせ

(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 企業識別コード・電子証明書担当

〒105-0001東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

tel.03-5473-4573, fax.03-5473-4580 E-mail:ci-net01@fcip.jp